

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型） ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

米国の長期金利が5%を超える中、 外国債券投資の魅力を変えて考える

2026年10月6日

👉 お伝えしたいポイント

- 米国の長期金利は5%超まで上昇（魅力的な高水準）
- 金利上昇に対する利息収入の下支え効果が大きい局面（金利上昇に対する耐性大）
- 為替リスクは債券価格の変動で一部緩和されることに期待
- 金利が高くなっている国に分散投資する重要性

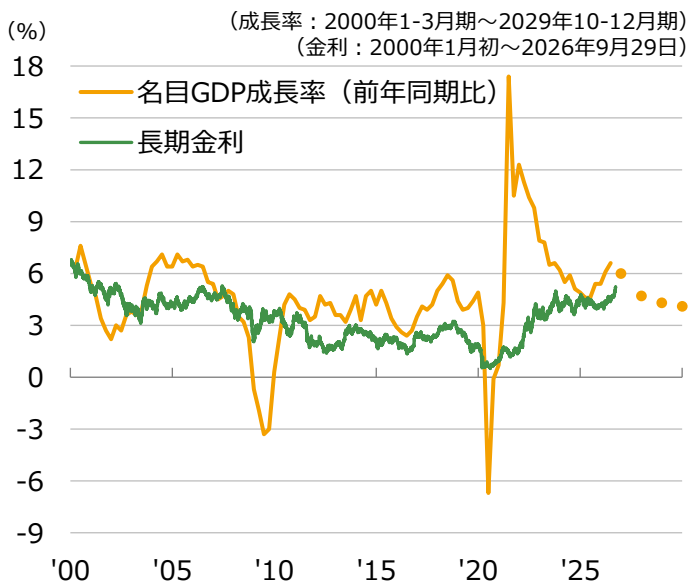
Ⅰ 米国の長期金利は5%超まで上昇

米国の長期金利は節目の5%を超えました。金利上昇の要因は、①原油高によるインフレ圧力の上昇および利上げ観測の高まり、②想定以上の経済の強さ、③AI（人工知能）関連の資金需要の高まり（社債増発による国債の需給悪化）など多岐にわたっています。

FRB（米国連邦準備制度理事会）は今年9月のFOMC（米国連邦公開市場委員会）でおよそ3年ぶりの利上げを決定しました。加えて、年内の追加利上げが示唆されており、目先、金利が低下に転じる材料は乏しい状況です。

ただし、足元のAI関連の設備投資に支えられた高成長や、原油高などによる高インフレが一巡し、広く予想されているように来年以降に名目成長率が減速していけば、米国の長期金利の上昇圧力（債券価格の下落圧力）も次第に弱まっていく可能性が考えられます。

Ⅱ 米国の名目成長率と長期金利



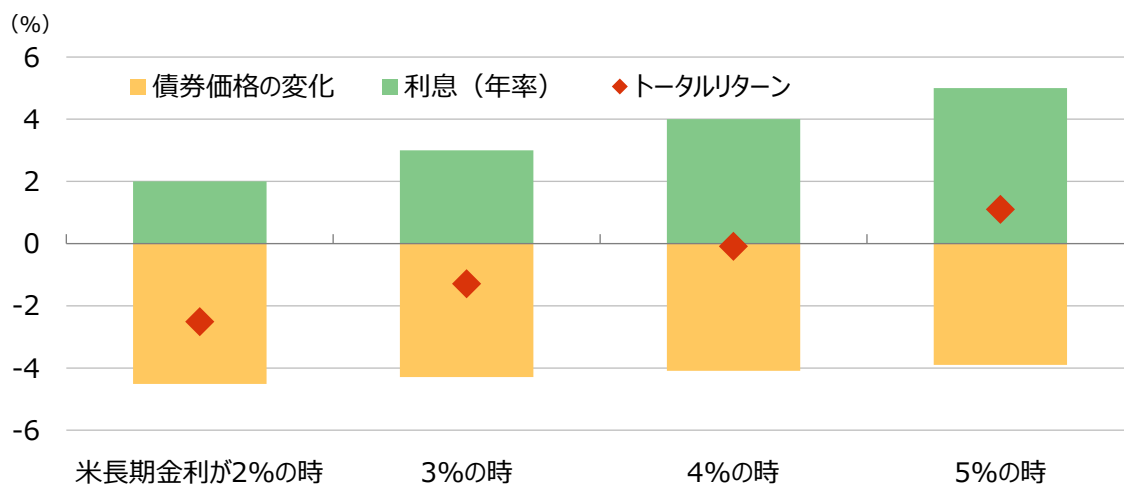
※成長率について、2026年4-6月期までは実績値。以降は、2026年9月時点のFOMCメンバーによる2026～2029年（各年10-12月期）の予想値を基に、大和アセットが算出。

（出所）FRB、ブルームバーグより大和アセット作成

金利上昇に対する利息収入の下支え効果が大きい局面

金利が上昇するにしたがって、その後に債券へ投資した場合に得られる利息収入が大きくなるため、トータルリターンは金利上昇（債券価格の下落）に対して耐性を示しやすくなります。例えば、長期金利が2%の時に金利が0.5%pt（ポイント）上昇すると、債券価格は4%程度下落するため、1年間で得られる利息収入を上回ってしまいます。しかし、足元の5%の長期金利は、今後さらに金利が0.5%pt上昇しても1年間で得られる利息で債券価格の下落分を吸収可能な水準であると言えます。

米長期金利が0.5%pt上昇した場合の米長期債のトータルリターン（試算：期間1年間）

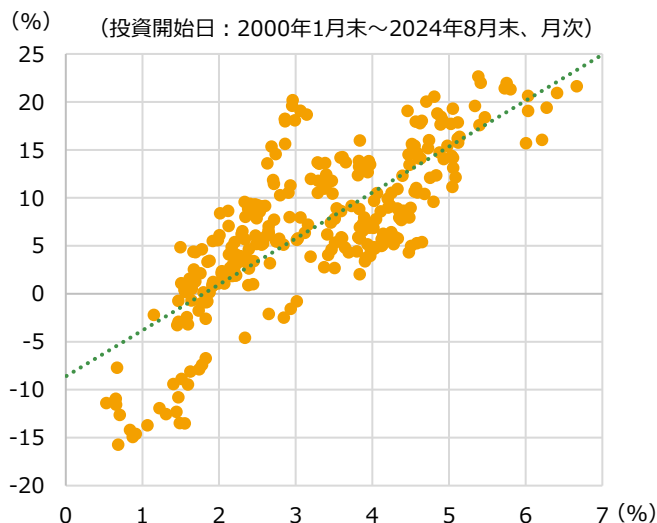


※クーポンレート=最終利回り、利払い頻度は年2回として計算

(出所) 大和アセット

下の図では、横軸に米国の長期金利を、縦軸にその後2年間の米国債指数のトータルリターンをプロットしています。両者は右肩上がりの関係性（順相関）となっており、金利が高い時に投資するとその後のリターンが高くなる傾向が分かります。

米長期金利の水準（横軸）とその後2年間の現地通貨建て米国債指数のトータルリターン（縦軸）



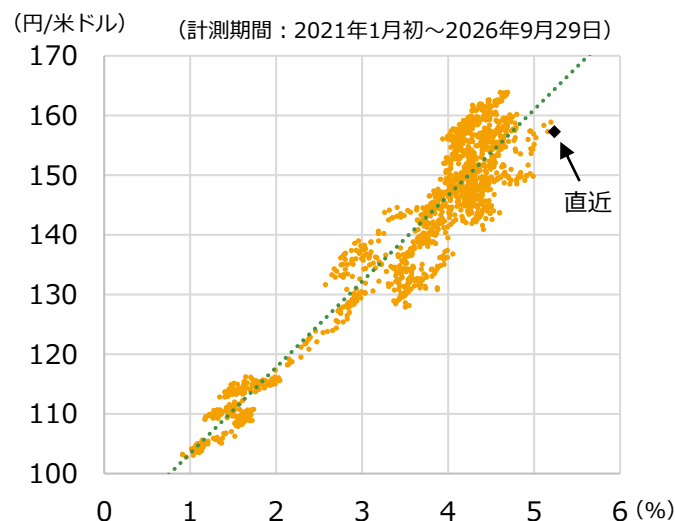
※国債指数はFTSEの指数を使用

(出所) ブルームバーグより大和アセット作成

為替リスクは債券価格の変動で一部緩和されることに期待

日本から外国債券に投資する際は、為替の変動も考慮する必要があります。為替変動リスクを抑制するために為替ヘッジを行う方法も考えられますが、為替ヘッジコストによって利回り（長期的なリターン）が低下してしまうというデメリットもあります。米長期金利と米ドル円は順相関（すなわち、米国債の価格と米ドル円は逆相関）となっており、為替オープンでの外債投資では、債券価格の変動によって為替リスクの一部を吸収してくれることが期待されます。

米長期金利（横軸）と米ドル円（縦軸）



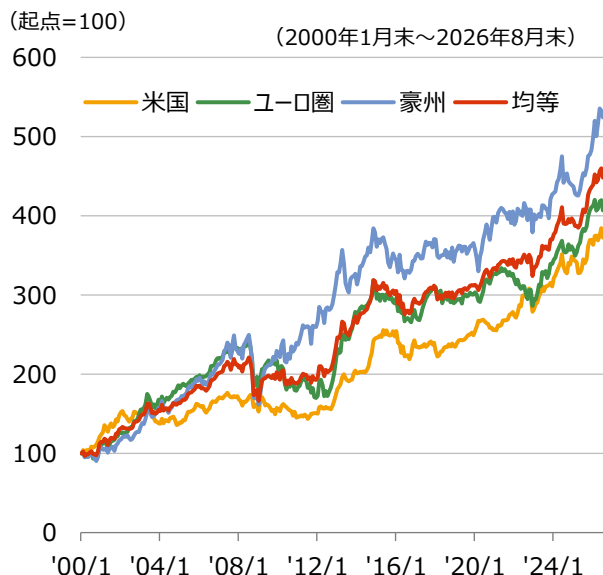
金利が高くなっている国に分散投資する重要性

今年は米国だけでなく多くの国・地域の中央銀行が利上げに転じ、各国の長期金利は十数年ぶりの水準まで上昇しています。先に述べたことが多くの先進国に当てはまる状況になっています。

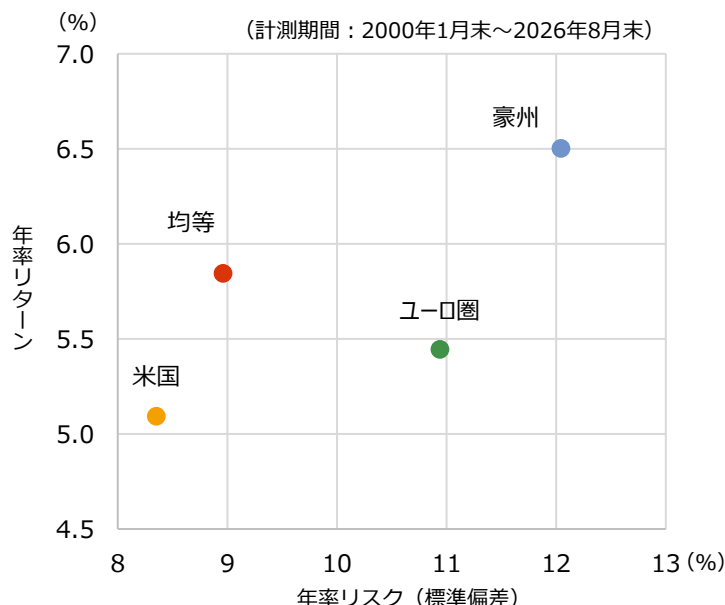
ただし、一般的な債券指数は、主として時価総額加重で構成されているため、債務残高が大きい米国（米ドル）への投資比率が高くなる傾向がある点に注意が必要です。近年は各国の中央銀行や大手投資家が米ドル一極集中を回避する動きがうかがえます。私たちが外国債券へ投資する際も、異なる特徴を有する地域・国へバランス良く分散することがますます重要になってくると考えられます。

各国・地域の国債指数（円換算）と均等投資

パフォーマンス推移



リスク・リターン特性



お伝えしたいポイント

- 当ファンドは、北米、欧州、オセアニアの3つの通貨圏に通貨を分散し、外貨建ての公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

当ファンドの目的と特色

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの目的

外貨建ての公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

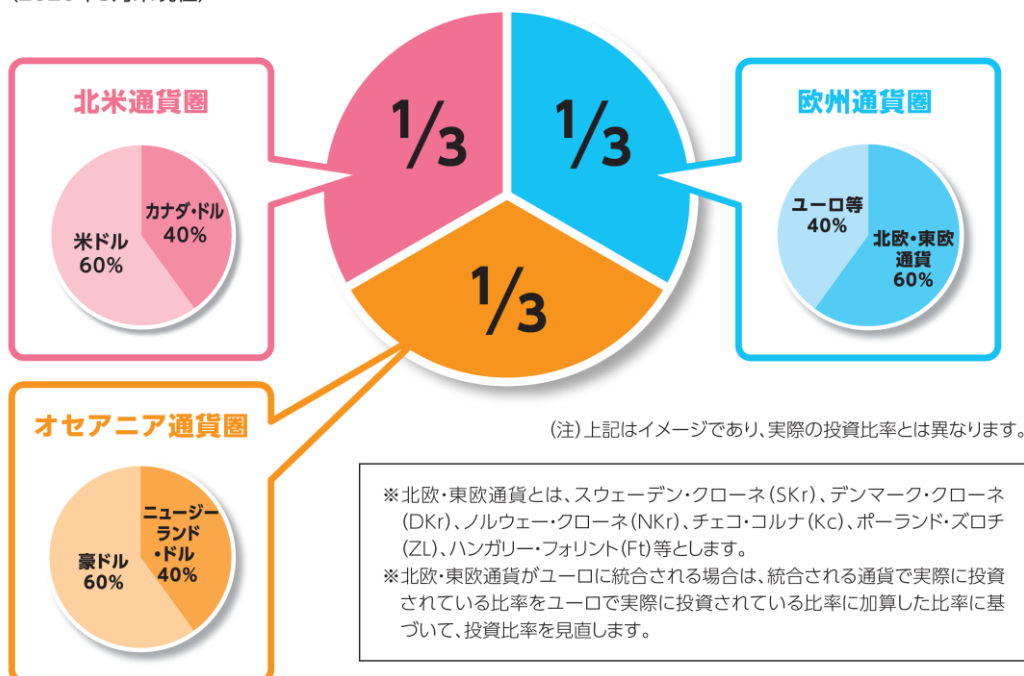
1

北米、欧州、オセアニアの3つの通貨圏に通貨を分散し、外貨建ての公社債に投資します。

- 3つの通貨圏に均等に投資します。
- 各通貨圏内では、投資対象通貨を6対4の比率で配分します。投資対象通貨の配分比率は半年ごとに見直しを行います。
 - ・北米通貨圏…米ドル、カナダドル
 - ・欧州通貨圏…ユーロ等、北欧・東欧通貨
 - ・オセアニア通貨圏…豪ドル、ニュージーランドドル

投資イメージと各通貨圏内での通貨配分比率

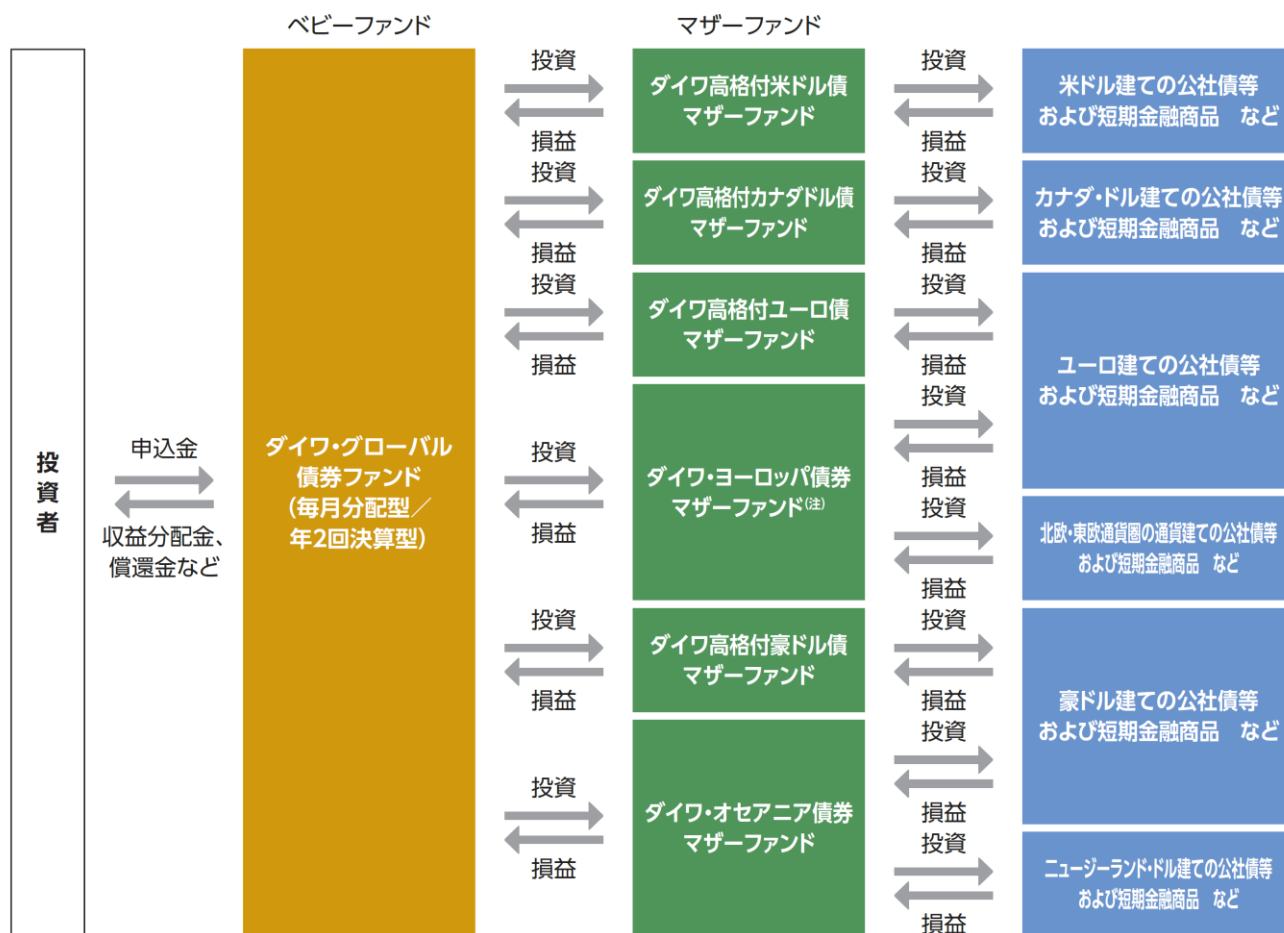
(2026年3月末現在)



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



(注) ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて、「ユーロ」および「北欧・東欧通貨」以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。

※以下、各マザーファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド：米ドル債マザー
 ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド：カナダドル債マザー
 ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド：ユーロ債マザー
 ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド：ヨーロッパ債券マザー
 ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド：豪ドル債マザー
 ダイワ・オセアニア債券マザーファンド：オセアニア債券マザー

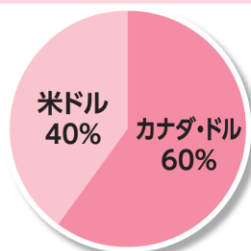
- 各通貨圏内では、投資対象となるマザーファンドのポートフォリオの最終利回り(以下「利回り」といいます。); 考とし、投資対象通貨を6対4の比率で配分します。

北米通貨圏

ケース 1

「カナダドル債マザー」の利回り $\geq$ 「米ドル債マザー」の利回りの場合、米ドル対カナダ・ドルを4対6の比率で配分します。

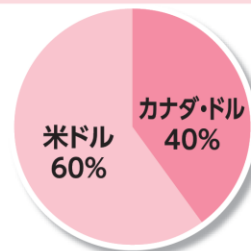
※マザーファンドの組入比率
「カナダドル債マザー」 60%程度
「米ドル債マザー」 40%程度



ケース 2

「米ドル債マザー」の利回り $>$ 「カナダドル債マザー」の利回りの場合、米ドル対カナダ・ドルを6対4の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「米ドル債マザー」 60%程度
「カナダドル債マザー」 40%程度

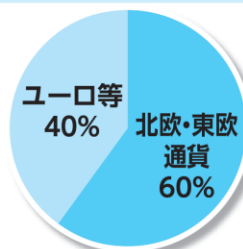


欧州通貨圏

ケース 1

「ヨーロッパ債券マザー」の利回り $\geq$ 「ユーロ債マザー」の利回りの場合、ユーロ等対北欧・東欧通貨を4対6の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「ヨーロッパ債券マザー」 100%
「ユーロ債マザー」 0%

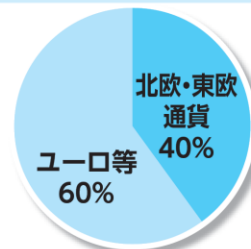


「ヨーロッパ債券マザー」は通貨の組入比率が、ユーロ等40%程度
北欧・東欧通貨60%程度のため、「ヨーロッパ債券マザー」のみの組入れとなります。

ケース 2

「ユーロ債マザー」の利回り $>$ 「ヨーロッパ債券マザー」の利回りの場合、ユーロ等対北欧・東欧通貨を6対4の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「ユーロ債マザー」 33.3%程度
「ヨーロッパ債券マザー」 66.7%程度

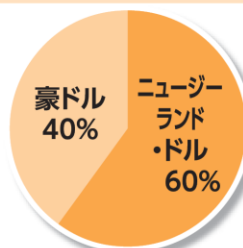


オセアニア通貨圏

ケース 1

「オセアニア債券マザー」の利回り $\geq$ 「豪ドル債マザー」の利回りの場合、豪ドル対ニュージーランド・ドルを4対6の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「オセアニア債券マザー」 100%
「豪ドル債マザー」 0%

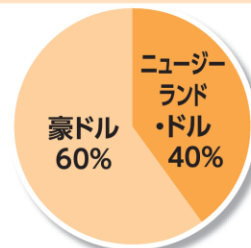


「オセアニア債券マザー」は通貨の組入比率が、豪ドル40%程度
ニュージーランド・ドル60%程度のため、「オセアニア債券マザー」のみの組入れとなります。

ケース 2

「豪ドル債マザー」の利回り $>$ 「オセアニア債券マザー」の利回りの場合、豪ドル対ニュージーランド・ドルを6対4の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「豪ドル債マザー」 33.3%程度
「オセアニア債券マザー」 66.7%程度



(注)各通貨圏内の配分は、半年ごとに見直しを行ないます。

※上記はイメージであり、実際の投資比率とは異なります。

2

投資する公社債等の格付けは、取得時において**AA格相当以上**※¹とすることを基本とします。

ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドおよびダイワ・オセアニア債券マザーファンドを通じて投資する国家機関等の公社債等^(注)については、取得時において**A格相当以上**※²とすることを基本とします。

(注)「国家機関等の公社債等」とは、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等をいいます。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
高い	Aaa Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AAA AA { AA+ AA AA- }	AAA AA { AA+ AA AA- }
投資適格	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }	A { A+ A A- }
低い	Baa Ba B Caa Ca C	BBB BB B CCC CC C D	BBB BB B CCC CC C D

※1ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上
(ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上)

※2ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

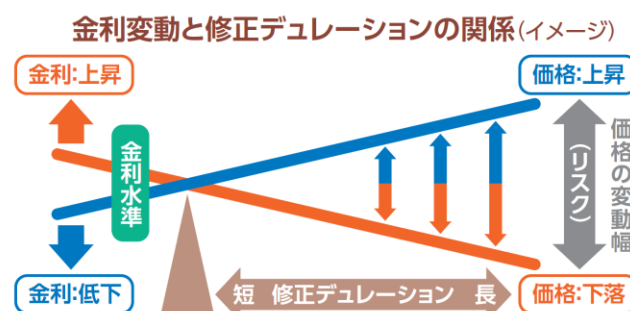
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチ・レーティングス(Fitch)といった格付会社が各債券の格付けを行っています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- 各マザーファンドにおいて、公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、下記の範囲とすることを基本とします。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	3(年)程度から5(年)程度の範囲
ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	
ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	
ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	
ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	3(年)程度から7(年)程度の範囲
ダイワ・オセアニア債券マザーファンド	

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。



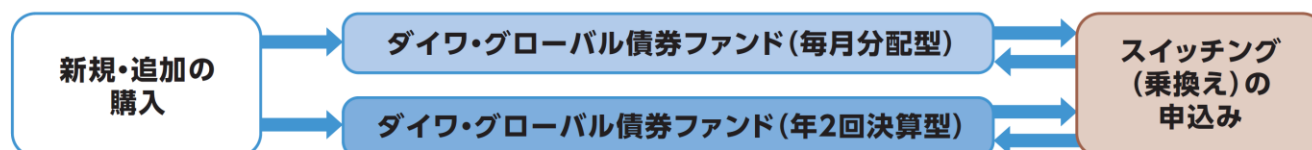
- マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)とダイワ・グローバル債券ファンド(年2回決算型)の2つのファンドがあります。

- 各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



2つのファンドの運用方針は同一ですが、それぞれ別のファンドとして運用を行なうため、運用実績は異なる場合があります。

4

2つのファンドは、それぞれ毎月または年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

毎月分配型

毎月5日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。なお、売買益等について、基準価額の水準および今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して分配することがあります。

収益分配のイメージ



年2回決算型

毎年4月5日および10月5日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限りします。
株式および株式を組入可能な投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

今後の運用方針

■当ファンド

通貨を分散し、外貨建ての公社債に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。米ドルおよびカナダ・ドルを北米通貨圏、ユーロ等および北欧・東欧通貨を欧州通貨圏、豪ドルおよびニュージーランド・ドルをオセアニア通貨圏とし、3通貨圏に均等に投資することをめざします。各通貨圏の公社債への投資は、マザーファンドの受益証券を通じて行います。各マザーファンドの債券ポートフォリオは、各国のファンダメンタルズや金融政策の方向性の違い、世界全体のリスク資産の動向などに注目しながら運用を行ってまいります。また、各通貨圏内の配分は、半年ごとに見直しを行います。

■ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

今後も、主として米ドル建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。ファンドの運用につきましては、金融政策と経済ファンダメンタルズの現状分析とそれらの見通しおよび金融市場動向を踏まえ、金利変動リスクを表す修正デュレーションを3（年）程度から5（年）程度でコントロールします。クレジットリスクについては、高格付銘柄でポートフォリオを構成する投資スタンスで臨みたいと考えています。

■ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

今後も、主としてユーロ建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。債券ポートフォリオの金利変動リスク（修正デュレーション）については、ファンダメンタルズや金融政策見通しなどにに基づき、3（年）程度から5（年）程度の範囲で対応する方針です。クレジットリスク面では、ユーロ圏各国の政情や経済・財政政策の動向などを注視し、信用力分析や市場分析を踏まえて、信用格付けが高い銘柄でポートフォリオを構築する方針です。

■ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

豪ドル建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。ファンドの運用につきましては、金融政策と経済ファンダメンタルズの分析や金融市場の動向などを踏まえ、金利変動リスクを表す修正デュレーションを3（年）程度から5（年）程度の範囲内で変動させるとともに、債券の種別構成や年限構成を決定します。為替については、豪ドル建資産の投資比率を高位に保つ方針です。

■ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

カナダ・ドル建ての公社債等を高位に組み入れ、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。市場動向や経済環境に基づく金利見通しに従い、ポートフォリオの修正デュレーションを3（年）程度から5（年）程度の範囲内で変動させ、債券の種別構成や投資する債券の年限構成を決定します。為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を高位に保つ方針です。

■ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

ヨーロッパの通貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。ポートフォリオの修正デュレーションは、ファンダメンタルズや金融政策見通し等を勘案しつつ、3（年）程度から7（年）程度の範囲で対応する方針です。また、債券種別構成に関しては、国債を中心とした運用を継続します。通貨の投資比率については、ユーロ等を40%程度、北欧・東欧通貨圏の通貨を60%程度とする通貨配分を基本としながら、各国ごとの金融政策の方向性や資本・経常収支動向、市場環境等を勘案して配分比率を変化させる方針です。

■ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

主としてオセアニアの通貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。ポートフォリオの修正デュレーションは、各国の経済情勢や金融政策、商品市況などを勘案しつつ、3（年）程度から7（年）程度の範囲で対応する方針です。ポートフォリオの通貨配分について、ニュージーランド・ドル建資産を60%程度、オーストラリア・ドル建資産を40%程度とすることを基本とします。

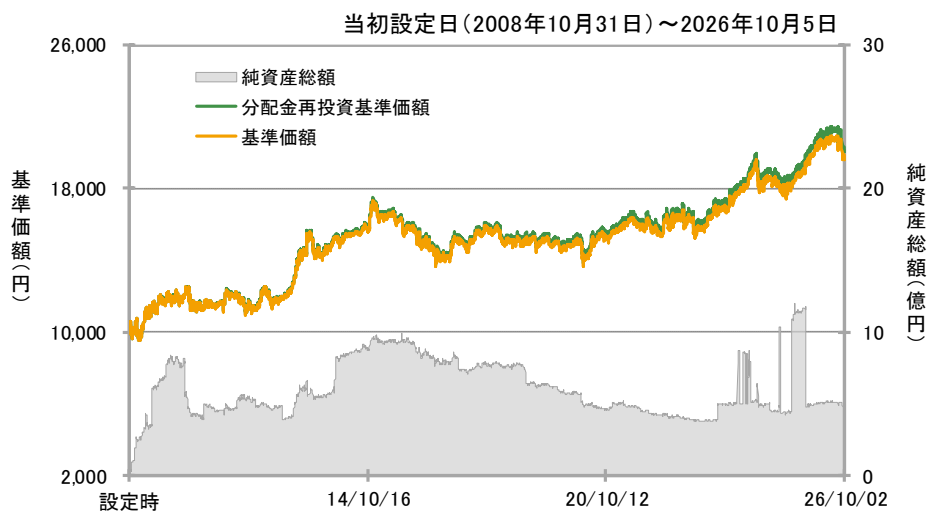
設定来の基準価額・純資産・分配の推移 (2026年10月5日時点)

年2回決算型

基準価額	19,617円
純資産総額	4億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～31期	合計:	310円
第32期	(24/10/7)	10円
第33期	(25/4/7)	10円
第34期	(25/10/6)	10円
第35期	(26/4/6)	10円
第36期	(26/10/5)	10円
分配金合計額	設定来:	360円
	直近5期:	50円

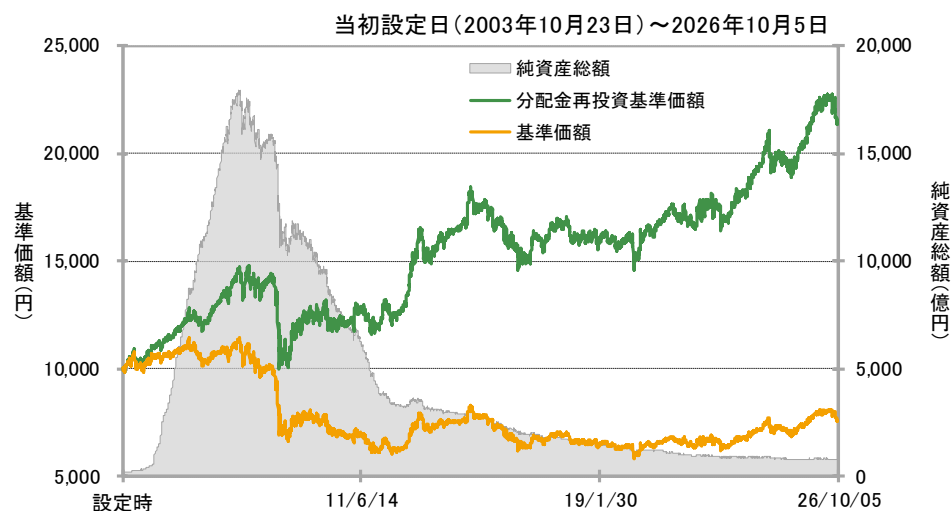


毎月分配型

基準価額	7,558円
純資産総額	734億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～270期	合計:	8,560円
第271期	(26/6/5)	10円
第272期	(26/7/6)	10円
第273期	(26/8/5)	10円
第274期	(26/9/7)	10円
第275期	(26/10/5)	10円
分配金合計額	設定来:	8,610円
	直近5期:	50円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和アセットマネジメント)が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

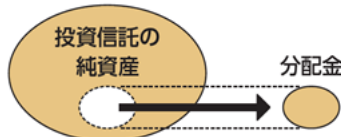
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

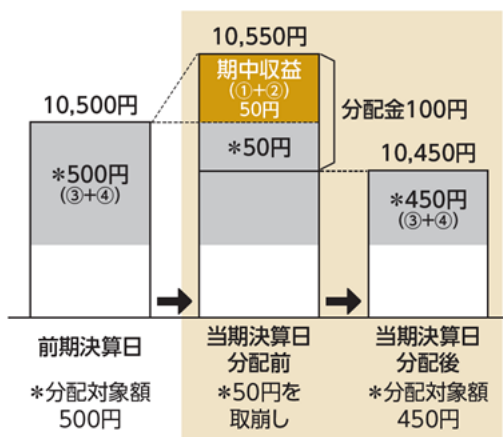
投資信託で分配金が支払われるイメージ



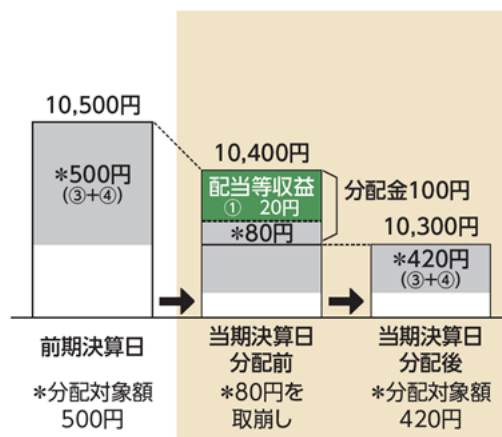
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

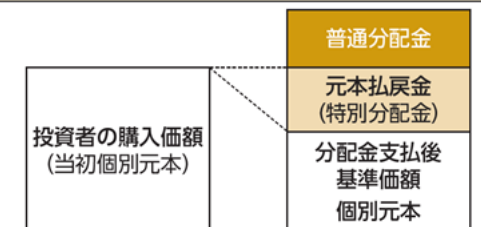


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

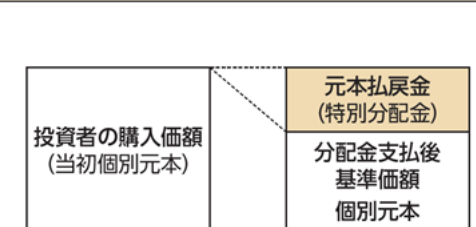
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金..... 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)..... 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・外貨建ての公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・北米、欧州、オセアニアの3つの通貨圏に通貨を分散し、外貨建ての公社債に投資します。
- ・投資する公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上※1とすることを基本とします。
※1 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上（ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上）
- ・ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）とダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）の2つのファンドがあります。
- ・2つのファンドは、それぞれ毎月または年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.2%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容															
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.375% (税抜1.25%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。															
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。															
販売会社		運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。															
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。															
	<table><tr><th><運用管理費用の配分*> (税抜) (注1)</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>300億円未満の場合</td><td>年率0.50%</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="3">年率0.05%</td></tr><tr><td>300億円以上 1,000億円未満の場合</td><td>年率0.45%</td><td>年率0.75%</td></tr><tr><td>1,000億円以上の場合</td><td>年率0.40%</td><td>年率0.80%</td></tr></table>			<運用管理費用の配分*> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社	300億円未満の場合	年率0.50%	年率0.70%	年率0.05%	300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.45%	年率0.75%	1,000億円以上の場合	年率0.40%	年率0.80%
<運用管理費用の配分*> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社														
300億円未満の場合	年率0.50%	年率0.70%	年率0.05%														
300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.45%	年率0.75%															
1,000億円以上の場合	年率0.40%	年率0.80%															
*「毎月分配型」および「年2回決算型」の信託財産の純資産総額の合計額																	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。															

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン証券取引所、シドニー先物取引所またはニュージーランド先物オプション取引所のいずれかの休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
スイッチング（乗換え）	「毎月分配型」と「年 2 回決算型」の間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	・ダイワ・グローバル債券ファンド（年 2 回決算型） 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 ・ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型） 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

商号等

加入協会

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人資産運用業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）
ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。